

## 中津市ファミリー・サポート・センター会則

### (名称)

第1条 本会は中津市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

### (事務所)

第2条 センターは、事務所を中津市三光成恒 421 番地 1 三光児童館に置く。

### (センターの目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者による会員組織を設立し、地域において会員同士が育児に必要な相互援助活動を行う。  
労働者の仕事と育児の両立ができる環境を整備し、地域住民の子育て支援を実施することにより、福祉増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (センターの業務)

第4条 センターは次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録及びその他の会員組織業務
- (2) 会員間で行う相互援助活動の調整等
- (3) 相互援助活動に必要な知識習得のための講習会の開催
- (4) 会員の交流を深め、情報交換を図るための交流会の開催
- (5) 関係機関等との連絡調整
- (6) 広報紙の発行等の広報業務
- (7) その他事業の実施に必要な業務

### (会員)

第5条 会員は、センターの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者（以下「まかせて会員」という）、又は育児の援助を受けたい者（以下「おねがい会員」という）であって、センターの承認を得た者とする。

- 2 会員は相互に援助活動を行う。
- 3 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密をもらしてはならない。

### (入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、所定の申込書を提出し、センターの承認を受けなければならない。

- 2 まかせて会員は、入会に際して、センターが指定する講習を受講しなければならない。
- 3 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。
- 4 まかせて会員は、5年に1回フォローアップ講習の受講が求められており、活動の質の維持、向上に努めなければならない。

(退会)

第7条 会員が退会しようとする時は、その旨をセンターに届け出なければならない。

- 2 会員は、退会に際して、第6条により発行された会員証を返還するものとする。
- 3 会員が会則に違反した場合、あるいは会員として適格性を欠くとセンターが認めた時は、退会させることが出来るものとする。
- 4 退会後についても、相互援助により知り得た他人の家庭の事情等は、他人に漏らしてはならない。

(アドバイザー)

第8条 センターにアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、次の業務を行う。
  - (1) センターの業務内容の周知、啓発
  - (2) 会員の募集、登録
  - (3) 会員の相互援助の調整
  - (4) 会員に対する講習会及び会員相互の交流会の実施
  - (5) 会員間に生じた問題への助言
  - (6) その他センターの運営に関する事

(援助活動の内容)

第9条 援助活動は、一時的又は臨時的なもので、次に掲げるものとする。

- (1) 保育所、幼稚園及び小学校等（以下「保育所等」という）の始業の時刻前又は、終業の時刻後の子どもの預かり
  - (2) 保育所等までの子どもの送迎
  - (3) 冠婚葬祭又は学校行事等の際の子どもの預かり
  - (4) 買い物等の外出の際の子どもの預かり
  - (5) その他会員の育児のために必要な援助であって、事業の趣旨に適合していると認められること
- 2 子どもを預かる場合は、原則としてまかせて会員の自宅において行うものとする。ただし、当事者間で合意がある場合はこの限りではない。

(相互援助活動の実施方法)

第10条 おねがい会員は、援助を必要とする場合は、あらかじめ、アドバイザーに援助活動の申込みを行うものとする。

- 2 前項の申込みを受けたアドバイザーは、援助の内容及び日時等を確認の上、申込み内容にふさわしいと認められる、まかせて会員をおねがい会員に紹介するものとする。
- 3 まかせて会員及びおねがい会員は、事前に援助活動の内容等を十分協議の上、相互の合意と責任のもとに援助活動を実施するものとする。
- 4 まかせて会員は、援助活動終了後、活動の報告書を作成し、おねがい会員の確認を受けなければならない。
- 5 会員は、活動記録を1ヶ月に1回アドバイザーに報告するものとする。

(報酬)

第11条 おねがい会員は、まかせて会員に対し、援助終了後別に定められた基準に従って報酬を支払うものとする。

(保険)

第12条 会員は、援助活動中の事故に備え、子育て援助活動支援事業 補償保険に加入するものとする。

附則

(施行期日)

第 1 条 本会則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

第 6 条 一部条文の追加は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

第 12 条 一部条文の変更は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。